

一般財団法人日本善意財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本善意財団と称し、英文では、Nippon ZEN-E Bankと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、経済的・社会的・家庭的に恵まれない子供達、社会的弱者、経済的困窮者等の支援活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済的・社会的・家庭的に恵まれない子供達への支援
- (2) 自然災害等(地震、台風、風水害等)により経済的な打撃を受けた人への支援
- (3) この法人の賛同者・支援者等が行う事業の発展等に寄与する場合又はその事業への経済的な支援が必要な場合における、その事業に対する支援
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 寄附金品
- (3) 会費収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 出資金

2 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(財産の抛出)

第6条 設立者は、別表第1の財産を、この法人の設立に際して抛出する。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産とする。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会において、それぞれ、議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 5 基本財産及びその他財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更

する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、会計監査人が選任されている場合には第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置くとともに、この定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(暫定予算)

第11条 第9条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入又は支出することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(長期借入金及び重要な財産の処分等)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において出席評議員の3分の2以上の議決により承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会において出席評議員の3分の2以上の議決により承認を得なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、この法人の行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に評議員5名以内を置く。

(職務)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、定

款の変更等この法人の運営の根幹に関わる事項の決定並びに評議員、理事及び監事の選任及び解任等の機関の人事の決定等に参画する。

(評議員の選任)

第17条 評議員の選任は、評議員会において行う。

- 2 評議員会は、第15条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 3 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員)につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 4 第2項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 5 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の

合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第19条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わ

ることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(評議員の報酬等)

第20条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)評議員の選任又は解任
- (2)理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4)定款の変更
- (5)残余財産の処分
- (6)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7)基本財産の処分又は除外の承認
- (8)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 前2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の通知)

第25条 議長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、開催の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除き評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以内

うち会長1名、理事長(代表理事)1名、常務理事(業務執行理事)2名以内

(2) 監事 1名

- 2 この法人に、会計監査人を置くことができる。

(役員及び会計監査人の選任)

第30条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長(代表理事)及び常務理事(業務執行理事)は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事(公益法人を除く。)又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、代表理事として、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、業務執行理事として、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担して執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第33条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告書を作成すること
 - (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第35条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

3 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第36条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項とは別に、理事及び監事には、費用を弁済することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

4 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任限定契約)

第38条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の理事(理事長(代表理事)、常務理事(業務執行理事)又はこの法人の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下「非業務執行理事等」という。)にかかる責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは同法第113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする旨の契約を、あらかじめ非業務執行理事等と締結することができる。

第7章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、理事長(代表理事)及び常務理事(業務執行理事)の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制)の整備
- (6)第38条に定める責任の免除

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 4 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務執行の決定及び理事の職務執行の監督等を行う。
- 5 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 6 通常理事会は、事業年度毎に4回、原則として3月、7月、10月及び12月に開催する。
- 7 臨時理事会は、必要に応じて随時開催することができる。
- 8 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、残りの理事の互選により議長を決定する。
- 9 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席で成立する。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

第44条 この法人に選考委員3名以上10名以内を置く。

- 2 選考委員は、理事会において選任する。
- 3 選考委員は、この法人の役員及び評議員を兼ねることができない。
- 4 選考委員の職務の内容及び権限並びに任期は、理事会でこれを定める。
- 5 選考委員は、無報酬とする。
- 6 前項とは別に、選考委員には、費用を弁済することができる。これに関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(選考委員会)

第45条 選考委員会は、前条の選考委員をもって構成する。

- 2 選考委員会の運営について必要な事項は、理事会でこれを定める。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第17条及び第19条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 賛助会員

(賛助会員)

第51条 この法人の賛助会員は、この法人の目的及び趣旨に賛同し、協力する団体若しくは法人又は個人とし、賛助会員に関する規定は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公平で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 補則

(委任)

第54条 法令及びこの定款に定めるもののほかこの法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第15章 附則

(設立時評議員)

第55条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

北川八郎、山口明男、菅原博文、土屋浩、森脇嘉三

(設立時の役員)

第56条 この法人の設立時理事と設立時監事は、それぞれ次のとおりとする。

設立時理事:佐渡公一、山田寛、金井宏道、岩鬼諭、磯部昇一、佐藤康則、
吉松文雄

うち設立時代表理事:佐渡公一

うち設立時業務執行理事:山田寛

設立時監事:二山正治

(最初の事業年度)

第57条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和元年12月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第58条 この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場3350番地1	北川 八郎
岡山市中区国富三丁目6番12号	山口 明男
千葉県松戸市五香西3丁目29番地の5	岩鬼 諭
広島県呉市下蒲刈町下島甲3290番地	菅原 博文
山形市みはらしの丘二丁目4番地6	土屋 浩

以上、一般財団法人日本善意財団設立のため、設立者北川八郎ほか4名の定款作成代理人司法書士三浦真紀は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名する。

令和元年 月 日

設立者

熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場3350番地1	北川 八郎
岡山市中区国富三丁目6番12号	山口 明男
千葉県松戸市五香西3丁目29番地の5	岩鬼 諭
広島県呉市下蒲刈町下島甲3290番地	菅原 博文
山形市みはらしの丘二丁目4番地6	土屋 浩

定款作成代理人

東京都港区新橋一丁目8番4号 丸忠ビル 5A
司法書士 三浦 真紀

別表第1 基本財産(第6条、第7条関係)

設立者 北川八郎、山口明男、岩鬼諭、菅原博文、土屋浩

設立者名	財産種別	価額
北川八郎	金銭	100万円
山口明男	金銭	100万円
岩鬼 諭	金銭	100万円
菅原博文	金銭	100万円
土屋 浩	金銭	100万円

この価額 合計500万円